

宇治市政だより及び宇治市ホームページバナー広告取扱業務に関する契約書

宇治市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、発注者が発行する広報誌「宇治市政だより」（以下「市政だより」という。）の広告取扱業務及び宇治市が運営する「宇治市ホームページ」（以下「市ホームページ」という。）のバナー広告取扱業務について、次の条項のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 発注者及び受注者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（趣旨）

第2条 発注者は、受注者に対して広告枠を有償で貸し付けるものとする。

2 受注者は、広告枠への広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）を募集し、当該広告主の広告を発注者に提出する。

3 発注者は、受注者から提出された広告を受注者に貸し付けた広告枠に掲載する。

（法令の遵守）

第3条 受注者は、発注者が提示する関係法令及び関係規程を遵守しなければならない。

（広告の規格等）

第4条 市政だより上の広告の規格及び枠数、広告枠の位置は、宇治市政だより広告掲載仕様書のとおりとする。また、市ホームページ上の広告の規格及び枠数、広告枠の位置は、宇治市ホームページバナー広告掲載仕様書のとおりとする。

（契約金額）

第5条 契約金額は、 円（税込）とする。

（掲載期間）

第6条 掲載期間は、次のとおりとする

- (1) 市政だより 令和7年4月15日号から令和8年4月1日号まで
- (2) 市ホームページバナー 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(契約金の納付方法等)

第7条 受注者は、広告枠の貸付料として第5条に定める契約金額（部分払い有り）を発注者の定める期日までに、発注者の発行する納入通知書により納入しなければならない。

(再委託等の禁止)

第8条 受注者は、業務の全部を一括して又は大部分を第三者に委託し、又は請負わせてはならない。ただし、業務の部分について、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(広告主及び広告の内容の基準等)

第9条 広告主及び広告枠に掲載することができる広告の内容（市ホームページに掲載した広告からリンクされたホームページ及びそのホームページからリンクされた同一サイト内のホームページの内容を含む。以下において同じ。）は、宇治市広告掲載要項、宇治市広告掲載基準、宇治市政だより広告取扱要項及び宇治市政だより広告掲載仕様書又は宇治市ホームページバナー広告取扱要項及び宇治市ホームページバナー広告掲載仕様書（以下「掲載基準等」という。）を満たすものでなければならない。

(広告原稿等の提出)

第10条 受注者は、宇治市政だより広告掲載仕様書又は宇治市ホームページバナー広告掲載仕様書で定める期限までに、宇治市政だより広告掲載仕様書又は宇治市ホームページバナー広告掲載仕様書で定める方法で発注者に提出するものとする。

(広告主及び広告の内容の審査)

第11条 発注者は、前条の規定により広告原稿が提出されたときは、掲載基準等に従い、広告主及び広告の内容を審査し、受注者を通じて広告主に結果を通知するものとする。

2 前項の審査の結果、広告の内容が掲載基準等を満たしていないときその他修正指示があったときは、発注者は受注者に対し、広告の内容の補正を指示するものとする。

3 前項の指示があったときは、受注者は、広告の内容を補正し、発注者が指定する期日までに補正後の広告原稿を提出し、発注者の審査を受けなければならない。

- 4 第2項の指示に従わないとき、発注者はその広告の掲載を不可とし、宇治市政だより広告掲載審査結果通知書又は宇治市ホームページバナー広告掲載審査結果通知書によりその旨を通知するものとする。

(市政だより上の広告の掲載)

第12条 発注者は、前条に定める審査の結果、掲載を決定した広告を宇治市政だよりの広告枠に掲載するものとする。

(市ホームページバナー上の広告の表示期間)

第13条 広告を表示する期間は、原則として1カ月単位とし、複数以上の単位で広告表示の申込みがあった場合は、その表示期間を複数以上の月とすることができる。

- 2 広告を表示する開始日は、原則として当該広告を表示する月の初日とする。
- 3 広告を表示する終了日は、原則として当該広告を表示する月の最終日とする。

(市ホームページバナー上の広告の掲載・削除時期)

第14条 発注者は、引渡しを受けた広告の画像データを掲載開始日の原則、午前1時から午前11時までの間に広告枠に掲載するものとする。

- 2 発注者は、前項の規定により表示した広告を原則、広告表示終了日翌日の午前1時から午前11時までの間に取り除くものとする。

(広告内容等の変更等の指示)

第15条 発注者は、広告の内容等が、掲載基準等に反すると判断したときは、いつでも、受注者に対して広告の内容等の変更等を指示することができる。

- 2 受注者は、前項の指示を受けたときは、これに従わなければならない。

(市政だより上の広告の内容等の変更)

第16条 受注者は、広告枠に掲載されている広告を原則として市政だより発行単位で変更することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、宇治市政だより広告掲載仕様書で定める期限までに、その旨を書面で発注者に申し出るものとする。その際は、宇治市政だより広告掲載承認申請書と変更後の広告原稿を提出し、第11条に規定する審査を受けなければならない。

(市ホームページバナー上の広告の内容等の変更)

第17条 受注者は、広告枠に掲載されている広告及び広告主の指定するリンク先のホームページを変更することができる。

2 受注者は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、宇治市ホームページバナー広告掲載仕様書で定める期限までに、その旨を書面で発注者に申し出るものとする。その際は、宇治市ホームページバナー広告掲載承認申請書と変更後の広告の原稿を提出し、第11条に規定する審査を受けなければならない。

(広告の削除)

第18条 受注者は、広告枠に掲載されている広告を削除することができる。

2 受注者は、前項の規定により広告を削除しようとする場合は、その旨を書面で発注者に申し出なければならない。

3 発注者は、広告主又は広告の内容が掲載基準等を満たしていないときその他広告を掲載することが適当でないと判断したときは、前項の規定にかかわらず、直ちに広告を削除することができる。

4 前項の場合において、発注者は速やかにその旨を受注者に通知するものとする。

(広告枠の削除)

第19条 発注者は、この契約締結後の社会状況の変化等により、広告枠の全部又は一部を市政だより又は市ホームページから削除することができる。

(契約の解除)

第20条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

- (1) 第7条に規定する期日までに契約金の納付がないとき。
- (2) 受注者が、その責に帰する理由により、この契約に違反したとき。
- (3) 受注者が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認め

- られるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項第1号から第3号までに該当することにより、この契約が解除されたときは、受注者は契約金額の10分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(貸付料の返還)

- 第21条 発注者は、徴収した貸付料を還付しないものとする。ただし、受注者の責めに帰すべき事由がなく発注者が市政だよりへ掲載すべき広告を掲載しないとき、受注者の責めに帰すべき事由がなく発注者が市ホームページへ掲載すべき広告を掲載しない期間が1日を超えると、第19条の規定により広告枠の全部若しくは一部を削除したとき、又は貸付料を還付する特別の事由があると発注者が認めるときは、この限りでない。
- 2 次の各号に掲げる理由により発注者が市ホームページの運営を一時停止する場合は、前項ただし書の規定は適用しない。
- (1) 夜間において日時データを更新する場合
 - (2) 機器等の保守又は工事を行う場合
 - (3) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合
 - (4) その他公益上やむを得ない場合
- 3 第1項ただし書の場合において、還付する金額は日割り計算により算出するものとし、当該還付する金額には利息を付さない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第22条 受注者は、この契約から生ずる一切の権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(談合行為に対する措置)

第23条 受注者は、次の各号の一に該当したときは、この契約及びこの契約に係る変更契約による契約金額の10分の1に相当する額を発注者に支払わなければならない。この契約による業務が完成した後においても同様とする。

(1) この契約に係る入札に関して、受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第6項の不当な取引制限をし、同法第3条の規定に違反する行為がある又はあったとして、同法第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかったとき。

(2) 受注者が、前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下又は棄却する判決が確定したとき。

(3) この契約に係る入札に関して、受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6もしくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(4) その他この契約に係る入札に関して、受注者が前3号の規定による違法な行為をしたことが明白となったとき。

2 第1項に規定する場合においては、発注者は、契約を解除することができる。

3 前2項の規定は、発注者の受注者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

4 前3項に関する事項については、発注者は訴訟によって解決を求めることができる。

(秘密の保持)

第24条 受注者は、この契約の履行に際し知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。

(事故発生への報告)

第25条 受注者は、この契約の履行に支障のある事故が発生したときは、直ちにその旨を発注者に報告しなければならない。

(損害賠償)

第26条 広告内容に関する一切の責任は受注者であり、発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(監督及び調査)

第27条 発注者は、受注者に対して本業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(管轄裁判所)

第28条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、発注者の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(その他)

第29条 この契約に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、発注者が定める。

(疑義の解決)

第30条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 宇治市宇治琵琶33番地
宇治市長 松村 淳子

受注者